

管理 No. i082

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署: 環境部廃棄物対策課
(産業廃棄物対策係 / 内線: 71-2226)

根拠区分	法律・条例	
処分の名称	産業廃棄物処理施設の許可の取消し	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
	根拠規定条項	15の3-
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 「行政処分の指針について(通知)」 (平成25年環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について(通知)」(以下「処理基準について」という。) (平成23年環廃産発第110310002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策部長通知)
	基準規定条項	法第15条の3第1項第1号~3号
	処分基準	「第4 産業廃棄物処施設使用の停止及び設置許可の取消し等」に、要件や手続き等を示す。(「行政処分の指針について(通知)」に定めるところによる。) 処分内容等、処理の基準について示す。(「処理基準について」に定めるところによる。) ※裏面に続く
行政手続法(条例)第13条適用関係	聴聞	
本票の作成日	平成 年 月 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 15の3-</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>一 産業廃棄物処理施設の設置者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 前条第三号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>三 不正の手段により第十五条第一項の許可又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受けたとき。</p>